

重要なお知らせ

◎平成29年度後期から、2つの大きな変更点があります。

1. 本人確認書類の添付が義務付けされました。

平成29年度後期から、申請者全員の本人確認書類を添付していただきます。

(※この本人確認書類は拡大コピーせずにA4用紙にコピーしてください。)

- ① 運転免許証、その他の日本の官公庁が発行した身分証明書のコピー
(氏名及び生年月日が確認できるものに限る)
- ② 健康保険被保険者証のコピー
- ③ 生徒手帳・学生証のコピー (氏名及び生年月日が確認できるものに限る。
なお、学校長が氏名と生年月日を証明できる場合は学校長の証明書で可)

など、氏名と生年月日を確認できる書類を①～③のいずれか一つ必ず添付し、受検する等級と作業名をあわせて記入してください。

なお、①～③以外の書類で証明したい方は、事前に当協会にご相談ください。

2. 実技試験受検手数料が一部軽減されました。

平成29年度後期から、2級及び3級の実技試験受検手数料が一部軽減されました。

軽減対象者は、35歳未満※で、次の①又は②のいずれかに該当する方です。

- ① 日本国籍を有する者
- ② 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第二に規定する永住者等

軽減対象者の受検手数料は、4ページ以降の受検手数料（実技）の下欄の金額となりますので、必ずご確認のうえ誤りの無いようにお願いします。

※実技試験実施日が属する年度の4月1日において、35歳に達していない方です。

(具体的には、平成30年度前期の軽減対象者は昭和58年4月2日以降に生まれた方)

◎必ずお読みください

- ① 受検申請手続きは、受付の混雑する締切日近くを避けて、なるべく早めに提出してください。
- ② 学科・実技の両方の免除を受ける方は、4～8ページに掲げる検定職種以外の職種（作業）についても受付期間内に申請ができます。
- ③ 申請書を受理した後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも受検手数料はお返しできませんのでご了承ください。
- ④ 受検申請者が著しく少ない場合は、当該作業の実技試験をとりやめることがあります。
また、作業によっては設備等の関係で実技試験の受検者数を制限することがありますが、この両者の場合は、受検手数料を返却いたします。
- ⑤ 同時に2作業以上申請したい場合は、事前に必ず試験日の情報を当協会へご確認ください。